

就学援助制度のお知らせ

岡崎市教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由で、お子さんの市立小中学校への就学にお困りの方に、学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。

援助を希望される方は、お子さんの通学している学校の就学援助担当または担任にお気軽に御相談ください。

◇援助の対象となる方の条件と申請に必要な書類

	条 件	申請に必要な添付書類
1	生活保護を受給している方	不要
2	生活保護が停止又は廃止された方	不要
3	市民税が非課税又は減免された方	不要
4	児童扶養手当を受給している方	不要
5	世帯全員の所得合計が、所得基準額に満たない方	不要
6	国民健康保険料が減免された方	減免又は徴収猶予決定通知書の写し
	国民年金の掛金が減免された方	免除申請承認通知書の写し
7	その他の理由で経済的にお困りの方 (ローンの返済等は考慮できません) 例) ・個人事業税が減免された方 ・固定資産税が減免された方 ・生活福祉資金貸付を受けている方 ・職業安定所登録日雇労働者である方	教育委員会が指定する書類 例) ・個人事業税減免決定通知書の写し ・固定資産税減免決定通知書の写し ・貸付決定通知書の写し ・日雇労働者被保険者手帳

※電子申請も可能です。詳しくは岡崎市ホームページで「就学援助」と検索ください。

◇就学援助認定の所得基準額

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
2,180,000 円	2,760,000 円	3,030,000 円	3,390,000 円	3,630,000 円

※ 1～7月分は前々年所得、8～12月分は前年所得で審査します。

◇援助の内容

学校給食費 (全額)、学用品・通学用品費 (月定額)、校外活動費 (限度あり)

修学旅行費 (限度あり)、新入学学用品費 (定額)